

平成27年11月

長岡市財務部契約検査課

工事請負契約等の適正な履行について

長岡市(水道局及び土地開発公社を含む。)が発注する建設工事を施工するに当たり、建設業法、建設産業における生産システム合理化指針、建設業法令遵守ガイドライン、社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン及び独占禁止法その他関係法令等の規定並びに契約書記載の内容を厳守してください。

また、次の事項にも留意してください。

1 市内業者等の優先的な活用について（新規）

地域経済活性化等のため、工事の受注者が下請発注をする場合、市内業者を活用するとともに地元資材の優先的使用に努めてください。

2 社会保険等の加入の徹底について（新規）

建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保及び事業者間の公平で健全な競争環境の構築のため、社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）の加入を徹底してください。

3 技能労働者への適切な賃金水準の確保等について（新規）

元請業者と下請業者の間で締結する請負契約及び技能労働者への賃金水準の引上げ等について、適切に対処し、下請負の労働者に対しても適正な賃金が支払われるよう配慮してください。

4 下請業者の適正な選定について

下請発注は、建設業法その他関係法令等の規定を満たす相手方を選定することはもとより、施工能力、経営管理能力、雇用・労働安全管理状況、労働福祉の状況等を評価し、優良で適切な業者を選定してください。

また、社会保険等に加入している業者の選定に努めてください。

5 下請契約の締結について

請け負った工事の一部を他の建設業者に請け負わせて施工させる場合には、請負代金や施工範囲等に係る紛争を防ぐため、次の事項を遵守してください。また、建設工事の内容や工期・工程の変更又は追加に係る契約の締結についてもこれに準じます。

このことに係る指導は、下請業者に対しても同様に行ってください。

- (1) 下請工事の着工前に、書面により下請契約を締結してください。その際の契約書は、建設工事標準下請契約約款又はこれに準ずる内容とし、お互いに署名又は記名押印をして取り交わしてください。
- (2) 契約は、対等な立場によって協議を行い、施工責任範囲及び施工条件の権利義務関係を明確にし、適正な工期や工程を設定してください。
また、下請負代金には、消費税及び地方消費税相当分を計上してください。
- (3) 下請代金の見積りに当たり、公共工事設計労務単価を参考資料とする場合は、次の点に留意してください。

【公共工事設計労務単価を参考資料とする場合の留意事項】

ア 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払賃金を拘束するものではありません。

イ 所定労働時間内8時間当たりの単価ではありません。

ウ 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていません。

エ 労働者に支払われる賃金に関わるものであり、現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費は含まれていません（例えば、交通誘導員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていません。）。

オ 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれています。

- (4) 請負価格は、見積り及び協議を行う等の適正な手順により決定してください。
- (5) 下請契約の締結後、正当な理由がないのに請負価格を減じないでください。

6 代金支払等の適正化について

下請業者に対する請負代金の支払時期及び方法等について、次の事項を遵守してください。

なお、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者等についてもこれに準ずるものとしてください。

- (1) 請負代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、現金比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については現金払としてください。
- (2) 手形期間は、120日以内でできる限り短い期間としてください。
- (3) 前払金の支払を受けたときは、下請負人に対し資材の購入、建設労働者の募集その他工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう配慮してください。

7 適正な施工体制の確立について

(1) 施工体制の把握

施工体制台帳及び施工体系図の整備等により、適正な施工体制の確保等を図ってください。

(2) 一括下請の禁止等

公共工事は、いかなる理由があっても一括して他人に請け負わせることや請け負うことはできません。

※ 請け負わせた者が、その下請工事の施工に「実質的に関与していると認められない場合」が一括下請にあたります。

※ 「実質的に関与」とは

ア 次の①から⑥までにおいて、自社の技術者が下請工事で「主体的な役割」を現場で果たしていることが必要です。

- ①施工計画の作成
- ②工程管理
- ③出来型・品質管理
- ④完成検査
- ⑤安全管理
- ⑥下請業者への指導監督

イ 元請人は、アの①から⑥までに加えて、次の⑦から⑩までにおいて「主体的な役割」を現場で果たしていることが必要です。

- ⑦発注者との協議
- ⑧住民への説明
- ⑨官公庁等への届出等
- ⑩近隣工事との調整

(3) 不必要な重層下請

不必要な下請発注は、さまざまな弊害が懸念されるため行わないでください。

※ 弊害が懸念される例

ア 中間において不合理な利潤がとられ、これがひいては工事の質の低下、下請業者の労働者の労働条件の悪化を招くおそれがある。

イ 実際の建設工事施工上の責任の所在を不明確にする。

ウ 発注者の信頼に反するものである。 等

8 労働者の事故防止及び過積載運行の防止について

工事中の安全確保や災害防止に留意し、工事現場の状況に応じた安全確保に一層努め、労働災害防止の徹底に努めてください。

また、過積載運行の防止の徹底に努めてください。

9 建設業退職金共済制度の加入及び普及促進

建設業労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、かつ、建設業の振興と発展に役立てるため、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）の対象となる現場労働者は当該制度に加入し、これに伴う共済証紙を購入して当該労働者の共済手帳に貼り付けてください。

なお、元請業者においては、本制度の趣旨をより一段と理解され、特段の事情のある場合を除き、下請業者等も含めて原則として本制度に加入し、本制度の更なる普及促進を徹底していただきますようお願いいたします。

併せて、工事現場又は現場事務所の見やすい場所に「建退共現場標識」（シール）の掲示を行い、周知に努めてください。

10 履行に関して参考となる要綱、指針等

項番4：「新潟県建設生産システム合理化指導要綱」

項番5から7まで：「建設産業における生産システム合理化指針」

項番8：「土木工事安全施工技術指針」

「建設機械施工安全技術指針」

「建設工事公衆災害防止対策要綱」

「建築工事安全施工技術指針」

「新潟県土木工事標準仕様書」